

岐阜県学校生協組合員の皆様へ

『岐阜県学校生活協同組合定款第45条』及び『総代選挙規約』により次の様に総代選挙を公告します

2017年4月1日 理事長 堀 憲 雄

掲載

- (1) 総代選挙区及び定数 別表に示す選挙区及び定数は138名です。
- (2) 立候補期間 2017年4月1日～30日
- (3) 立候補手続き 所定の届け出用紙に必要事項を記入の上選挙管理人へ提出ください。
- (4) 選挙管理人 長谷川督翁（県岐阜商高）、松山伸次（事務局）

参考資料添付ファイル

【総代及び総代会ってどんなことをするの？】

1 岐阜県学校生協 総代選出基準

(2017.1改訂)

組 合 員 数	定 数	組 合 員 数	定 数
400未満	3	1,300以上 1,600未満	7
400以上 700未満	4	1,600以上 1,900未満	8
700以上 1,000未満	5	1,900以上 2,200未満	9
1,000以上 1,300未満	6	2,200以上	10

2 2017年度 市郡別(小中)・地区別(高校)総代定数

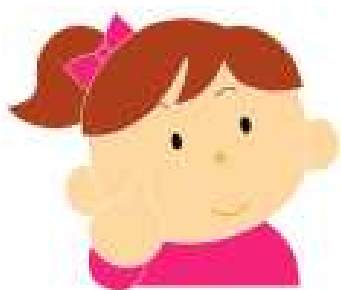
※2017年1月20日の組合員数により算出

市 郡 名	組合員数	定数	校長	一般	事務	市 郡 名	組合員数	定数	校長	一般	事務
岐阜市	2,312	10	2	6	2	多治見市	486	4	1	2	1
羽島市	325	3	1	1	1	土岐市	282	3	1	1	1
各務原市	665	4	1	2	1	瑞浪市	200	3	1	1	1
羽島郡	212	3	1	1	1	恵那市	362	3	1	1	1
本巣市・郡	305	3	1	1	1	中津川市	527	4	1	2	1
山県市	189	3	1	1	1	高山市(大野郡含)	638	4	1	2	1
瑞穂市	268	3	1	1	1	下呂市	288	3	1	1	1
大垣市	768	5	1	3	1	飛騨市	149	3	1	1	1
海津市	199	3	1	1	1	小中総代 計	11,608	100	29	42	29
養老郡	169	3	1	1	1	(高) 岐阜	1,243	6	1	4	1
不破郡	207	3	1	1	1	(高) 西濃	555	4	1	2	1
安八郡	258	3	1	1	1	(高) 美濃	338	3	1	1	1
揖斐郡	435	4	1	2	1	(高) 可茂	293	3	1	1	1
関 市	556	4	1	2	1	(高) 多治見	247	3	1	1	1
美濃市	128	3	1	1	1	(高) 恵那	263	3	1	1	1
郡上市	390	3	1	1	1	(高) 飛騨	315	3	1	1	1
美濃加茂市	340	3	1	1	1	高校総代 計	3,254	25	7	11	7
可児市	457	4	1	2	1	退職継続組合員	2,557	10	-	-	-
加茂郡	380	3	1	1	1	教育団・幼稚園等	97	3	-	-	-
可児郡	113	3	1	1	1	総代 計	17,516	138	36	53	36

※高校組合員には、特別支援学校の組合員も含まれています。岐阜地区の高校は、岐阜市に含まれています。

※小中の組合員には、教育委員会組合員も含まれています。

～総代ってどんなことをするの？～



お問い合わせは

〒 500-8268 岐阜市茜部菱野4丁目103番地

岐阜県学校生活協同組合

TEL 0800-2000-699 FAX 0120-72-9515

はじめに

総代は組合員の代表です。

協同組合・信用組合・相互会社等では、組合員・社員を代表する総代を選出します。

総代の任期は1年間です。

皆さんにはこれから1年間、学校生協の総代をお願いすることとなります。

総代会（6月下旬）にご参加いただきます。

学校生協では、毎年6月下旬に通常総代会を開催しております。主役は、組合員の代表である総代の皆さんです。

総代の皆さんが参加する総代会は基本的には年1回の通常総代会のみですが、定款変更などの重要かつ緊急な事案がある際には臨時総代会を開催する場合があります。

総代会は最高の意思決定機関です。

総代会は学校生協の最高の意思決定機関であり、決算の承認、剰余金処分、年間の事業計画、理事監事の選任など、重要な議案を審議する場です。（株式会社の株主総会にあたる。）

学校生協ってなあに？



農業協同組合や漁業協同組合など様々な協同組合がありますが、消費者の協同組合を生活協同組合（生協）と呼び、コープ（CO・OP）とも呼ばれています。コープとは英語の協同組合 [Co-operative] の略です。

生協は、法律（生協法）に基づいて作られていて、地域生協、医療生協、共済生協、大学生協、職域生協などがあります。

学校生協は職域生協で、教職員が助け合いながら暮らしをより豊かにすることを願って活動しています。現在は全国37県に41の学校生協があり、共同して各種の事業を展開しています。

一人でできないことをお互いに助け合うことが協同組合です

生協と株式会社の違いは？

食料品や書籍雑貨など学校生協も様々な商品の供給をしています。一般のお店や百貨店・スーパーも同様の商品の販売をしていますが、生協と株式会社では違いがあります。

【株式会社】

株主が事業のために必要なお金を出し、株主の意見や要望が運営に影響し、その影響力は株式の数（資本）によって異なります。そして、その会社が提供する商品やサービスは不特定の方が利用します。

【生 協】

出資することで組合員となり、組合員の意見や要望を反映して運営され、組合員が商品やサービスを利用することができます。

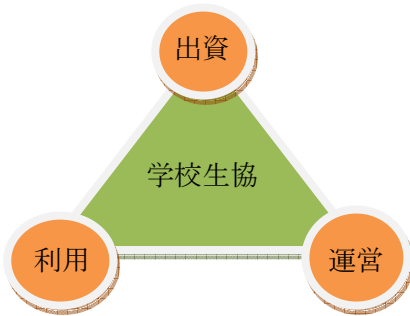
また、出資金の額に関係なく、平等に事業に参加する権利があります。生協の原点は消費者自らが出資し、自分たちの生活を守り、くらしの質を向上させるための、消費者自身の組織であることです。願いを実現させるために、みんなで利用し、意見を出しあって運営しています。

生協		株式会社
組合員のくらしと健康を守る	目的	利潤の追求
組合員一人ひとりの出した出資金	資金	少数株主の投資資金
組合員の意見が反映された商品	商品	利益第一
組合員が主人公	運営	一部の株主
組合員自身のため	立場	企業（会社）のため

出資し、利用し、運営に参加する学校生協



「学校生協」のしくみ



教職員が

- **出資金**（お金）を出し合い組合員になり
 - 自分たちで**運営（経営）**に参加し
 - 商品やサービスを利用し
- 剰余金が（利益）が出た場合は、組合員全員で分け合う協同の組織です

出資……出資金は商品や保険等各種サービスを提供するための大切な資金です。

- 出資金は入会金や寄付ではなく、学校生協の事業を支えるために一人ひとりが出し合う資金です。
- 出資金は一度お預かりするだけで、退職若しくは脱退時まで組合員資格は有効です。（途中で増資もできます）
- 退職若しくは脱退時には、出資金は全額ご返還いたします。

利用・・・学校生協と指定店、特約店等の商品やサービスが利用できます。

- 学校生協で扱う共同購入やカタログ・宝飾、呉服、家具等の商品の注文に加え、団体扱い保険やコープ共済にご加入が頂けます。
- 学校生協が提携する指定店・特約店などでも組合員価格でお買い求め頂けます。
- 学校生協で主催する各種イベントもご参加頂けます。

運営・・・学校生協は組合員の声で運営されます。

- 学校生協は出資している組合員のもの。組合員一人ひとりが運営者として参加できます。
- 組合員が意見や要望を出し合って、事業に反映させより良い組織づくりを目指します。



総代の役割は？

学校生協の組織は出資した組合員みんなのものです。ですから学校生協の事業方針や活動方針は組合員一人ひとりの思いが反映されたものでなければなりません。

本来は、組合員全員が出席できる総会を開催して、方針等を決定することが望ましいのですが、1万人以上の組合員が一同に集まるのは難しいことです。

そこで、生協法では組合員の数が500人を超えた場合は総会に代わって『総代会を設けることができる』と規定されており、代表（総代）を選び、意見や要望を総代に託して決める事ができます。



総代とは・・・

組合員の意志を反映した生協の運営を進めていくために、議決権をもって総代会に参加する組合員の代表です。実際には各職場内の組合員の様々な意見や要望を聞き、総代会での議決・判断につなげます。

総代になるには・・・

学校生協では、総代選出に際して9の選挙区毎に定数を設け、立候補・推薦で総代選挙を行っています。毎年4月上旬に、ホームページで総代選挙の公示をしています。毎年4月1日時点で組合員であれば総代に立候補ができます。

総代会は議決の場



総代会とは・・・

学校生協の最高意志決定機関で、総代（組合員の代表）が集まり、方針などの重要事項を決める大切な会議です。基本的には、毎年6月に開催されます。

学校生協が昨年一年間に取り組んできたことが組合員の意志に沿って行われたか、また次年度に行おうとしている取り組みが、本当に組合員のくらしに貢献できることなのかを総代が判断し議決します。

総代会の議決・・・

「総代会」に提案された議案について「賛成」・「保留」・「反対」の意思表示をすることができるのは、組合員の代表である「総代」だけです。

大切な議決権を総代会で行使していただくことも総代の役割ですが、校務の都合で総代会に出られない場合には書面議決・代理人出席（委任）などの方法もあります。

総代会の議案とは・・・

前年度の事業報告・決算報告、次年度の活動方針、活動・予算計画の他に学校生協の組織としての決まりごとをまとめた「定款（ていかん）※1」や「規約※2」の改定や、役員（理事・監事）の選任、剰余金が出た場合の処分方法などもこの総代会で行われます。

※1 定款（ていかん）

学校生協の目的・組織及び執行に関する基本規則で、制定や改廃には総代会の議決に加えて行政庁の許可が必要です。

※2 規約

法律法令や定款により作成を義務づけした規則（総代選挙規約・総代会運営規約・役員選任規約など）で、総代会で改廃できます。